

令和2年

7月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和2年7月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年7月14日(水) 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	番		委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

24番 五十嵐 亨 委員

5 事務局職員出席者

村岡事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 本間瑛帆
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第33号 農用地利用集積計画について
議第34号 別段の面積の設定について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○村岡事務局長

皆様おはようございます。

ただいまから令和2年7月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たりまして、五十嵐会長より挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、24番、五十嵐亨委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、23番、後藤保喜委員、26番、関口友子委員の両名をお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、(1)農地法第3条の3届出書の受理について、10件、(2)農地法第5条届出書の受理について、1件、(3)解約1件、(4)農地法第18条第6項の規定による通知受理について、6件、以上18件について担当より説明申し上げます。

○阿彦農地主査兼係長

議案書1ページご覧ください。

それでは、酒田45番より申し上げます。(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第31条 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、酒田26番になります。

飯森山2丁目の〇〇さんから飯森山2丁目の〇〇さんへ、こちらは議事参与の対象案件となります。十里塚の畑2筆につきまして、相手方の要望による所有権移転の申請となっております。

別添資料をご覧くださいますと、10アール当たりの価格が24万1,600円ということで、総額でおよそ106万円での取引となるものでございます。なお、こちら土地は農用地区域内の青地となりますが、地域価格の面が若干低いということで3条申請となっているということで、地元委員の意見であると聞いております。

続いて、平田5番について申し上げます。

砂越の〇〇さんから、砂越の株式会社へ、石橋の田んぼ1筆の全面積について、区分地上権の設定ということになります。理由としては、営業型太陽光発電施設を設置するためでございます。

なお、経営面積の欄をご覧くださいますと、経営の状況が記されておられません。これは、この設定の内容が、農地法第3条第1項の許可となるために、通常こちら第2項の許可条件を記載しておりますが、これを満たす必要がないため、記載していないものでございます。

この設定の理由については、この権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れがなく、かつ当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有するものの同意を得ていると認められる場合に許可されているものでございます。営農型発電設備の箇所の申請は、太陽光パネルの市中部分について農地法第5条の申請になり、この後ご審議いただくものでございます。その転用について、この区分地上権と併せての許可が必要なために、今回申請をしているものでございます。そのため、この区分地上権の許可期間は、農地法第5条の許可の期間と同じ期間を設定することとなります。転用内容については、後ほど、説明いたします。

なお、今回の渡し人が土地の所有者である〇〇さんです。受け人となるのが、株式会社〇〇となっております。この法人が太陽光パネルの設置業者でございます。ご承知のとおり、この土地については、〇〇さんから株式会社〇〇へ3条で賃貸借権の設定がなされているものでございまして、その〇〇からは権利の設定に関する同意をいただいているものでございます。

平田5番終わります。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田6番です。砂越〇〇から、同じく砂越〇〇へ。こちら砂越の田んぼ2筆で白地になっています。相手方の要望による所有権移転です。別添資料の売買価格ですが、総額で15万からの割り返しで、10アール当たり49万6,700円です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

7月4日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

それでは、初めに農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

6番、佐藤良委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

佐藤委員には退席を求め、暫時休憩いたします。

午前 9 時 49 分 休憩

午前 9 時 50 分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。酒田26番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田26番を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田26番を許可決定といたします。

ここで、6番、佐藤良委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前 9 時 51 分 休憩

午前 9 時 51 分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、議事参与の制限以外の議案を許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限以外の議案を許可決定といたします。
以上により、議第31号については全て許可決定となりました。

議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第32号 農地法第5条の規定による許可申請については、6件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について担当が説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、9ページ、酒田11番より申し上げます。
浜中の〇〇さんから高見台2丁目の〇〇さんへ、関係は親子になります。浜中の畑1筆につきまして、住宅敷地として使用貸借権を設定する転用申請となっております。
なお、農地区分は10ヘクタール以上の集団農地が広がる生産量の高い農地の場所でございますので、1種と判断してございますが、許可基準は、日常生活上必要な施設で集落に接続していることから、許可基準を満たすものと考えます。
では、別添資料の2ページ、3ページをご覧ください。
場所につきましては、浜中小学校から南に少し下ったところでございます。
また、2ページ、位置図をご覧くださいますと、今回の申請人の〇〇さんのお宅が、この真ん中ほどにあります(番地)のところにかかるように住宅が建てられておりまして、その北側のほうに親子の二世帯住宅を建てたいという申請となっているものでございます。
なお、申請地の左側のほうに見える細長い土地が市道になりますが、市道に近いところに倉庫を建築し、その隣りに住宅、そしてまた隣に車庫、家庭菜園ということでの計画をしているところでございます。
なお、こちらの市道と該当地の間には側溝が切られておらず、雨が集中して降りますと水が上がってくる場所だそうです。ですので、転用計画としては少し大きめの面積になってはいるものの、雨が上がってくるところに倉庫を建てることによって、土砂の流入を防止しようとする計画になっております。
なお、右隣の(番地)は、渡し人の畑となっておりますので、同意書は必要ないものであります。が、(番地)のところにつきまして、第三者の畑になるのですが、同意書がもらえなかったために、何かあった際には自己対応するという確約書を頂くことでの対応となっております。
なお、後ほどスライドをご覧くださいますが、その(番地)と申請地の間に、既に土留めの工事が行われておりまして、それにつきましては、別添資料14ページにあるとおり、始末書を頂いているものでございます。
それでは、議案書のほうにお戻りください。
酒田12番です。
刈穂の〇〇さんから、こあら1丁目の〇〇さんへ、親子の関係となります。
刈穂の田んぼ1筆につきまして、住宅敷地として使用貸借権の設定の転用申請となっているものでございます。
農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、2種農地と判断しております。

また、許可基準としては、日常生活上必要な施設で集落に接続していることから、許可基準を満たすものと考えます。

なお、地目が田でありますので、土地改良区からの意見書をいただいております。

別添資料4ページ、5ページをご覧ください。

今回の申請地が、国道344号を八幡のほうに向かいまして、刈穂の集落に少し入った場所がございます。5ページの案内図をご覧くださいますと、申請地とある箇所真下のところに、今回の渡し人の〇〇さんの住宅になっているところでございます。その斜め向かいの土地を転用いたしまして、息子さんが住宅を建てる予定になっているものでございます。

なお、後ほどスライドでご覧いただくと分かるのですが、4ページの字切図のところの撮影方向③と書かれている北側の辺りに、消防の防火水槽の施設がございます。こちらは、酒田市へ水利施設の貸付けとなっていることから分筆なども行わず、そのまま貸付けを続けるということでございます。

また、市道と水路に挟まれた土地でありまして、また南東側は地目が宅地となっており、そことの隣接は同意書が不要です。北東側は渡し人の田んぼになっておりますので、ここも同意書は不要となるものでございます。

それでは、松山お願いします

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして、議案書9ページ。松山2番、引地〇〇から同じく引地の株式会社〇〇へ、転用事由は農作業の集荷場敷地としての使用貸借で、既存の集荷場が農作物の取扱数が増えたことで手狭になってきたため、当該農地を使用貸借し集荷場を新築するものです。

なお、受け人と渡し人の関係は、受け人となる法人の〇〇の代表取締役〇〇が、渡し人の息子であります。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地の判断をしております。当該農地は白地となります。

許可基準としましては、農業用施設のため、許可基準は満たしているものと思われま

す。別添資料になりますが、別添資料の6ページ、そちらをご覧くださいと思います。

こちらの位置図になりますが、位置図の左下側の庄内橋、こちらは松山側のところに十字路がありまして、その十字路を東に進みながら、市道を道なりに北上しますと、左に善応寺、念仏寺とございます。こちらを過ぎたところに、今度は引地の皇大神社が見えてきますが、当該申請地はそのすぐ近くでございます。

では、その下の案内図をご覧くださいます。案内図の下の方にありますのが、先ほど説明しました引地の自治会の皇大神社ですが、当該申請地は、その皇大神社からおおむね150メートルほど北上したところの位置となっております。次のページになりますが、字切図になります。

字切図、中ほどの太線で囲われた(番地)が当該申請地となっております。ちょうど当該申請地の北側、こちらの(番地)が、第三者の隣接農地となっております承諾書の提出を受けております。

ほかの隣接地になりますが、当該農地西側の(番地)が申請者の住宅敷地、そして南側の(番地)は申請者の畑、東側が申請者の既存の駐車場敷地となっております。

また今回、事務所と併せて集荷場を建築中なのですが、その工事を進めていたところ、基礎工事を行った時点で、当該申請地が農地であることが判明したことから今回の転用許可申請に至り、事前着工となったものです。そのために、別添資料の15ページになりますけれども、始末書を頂いております。以上が松山2番になりまして、次に、松山3番になります。

議案の9ページに戻ります。

松山3番、山寺〇〇から、同じく山寺の〇〇へ。転用事由は、既存の格納庫が手狭になったため当該農地を所有権移転で転用し、農業用格納庫を新築するものです。

農地区分は農用地区域内の農業用施設用地となりまして、いわゆる農振のオレンジ地となります。

許可基準としましては、農業用施設のため、例外的に許可となりまして、許可要件を満たしているものと思われま

す。別添資料の1ページに5条申請の価格があります。売買価格が40万5,100円で、総額16万円の割り返しとなっております。

資料の8ページになります。

こちらの位置図ですが、位置図の上の方に庄内橋がありまして、その庄内橋の松山側に十字路が

ありますが、その十字路を南に進みまして、国道345号線を道なりに2.5キロメートルほど南下しますと、西側のほうに山寺ミニライスセンターが見えてくるのですが、当該申請地は、その北側となっております。

その下が案内図になります。案内図の右上にあるのが、山寺地区の横町自治会となっておりますが、当該申請地は、その自治会から300メートルほど南下したところにございまして、山寺ミニライスセンター敷地の北隣となっております。

次のページは字切図になります。太線で囲われている（番地）ここが申請地となりまして、周囲が市道、水路、山寺ミニライスセンター敷地となっております、当該申請地に隣接する第三者の農地はないものとなっております。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

次のページ、平田3番です。

中野俣〇〇から、東町〇〇株式会社へです。こちらの田んぼ1筆は、登記簿上の地目は田ですが、現況はソバを作付しているため畑です。

転用事由は工事現場事務所、休憩所、仮設トイレ、駐車場、資材置場です。契約内容は、賃貸借権の設定で一時転用です。

こちらは、令和2年度、円能寺・沖地区経営体育成基盤事業に伴う工事現場事務所の設置という内容でございます。

農地区分は農用地区域内用地、いわゆる青地となります。農用地区域内にございしますが、他に適当な場所がなく、8か月の一時転用ということでございしますので、許可基準を満たすものと考えております。

別添資料の10ページ、上の位置図ですが、平田総合支所から東へ約10キロ進んだ場所になります。

次に、11ページの案内図をご覧くださいと、より分かりやすいかと思えます。

中野俣を東西に走る県道に近く、沖地区集会所にも近い集落の中になります。

10ページ下の字切図をご覧ください。

隣接地については、市道と水路に囲まれているため、同意書は不要となっております。

○阿彦農地主査兼係長

平田4番を申し上げます。

砂越の〇〇さんから砂越の株式会社〇〇へ、先ほど3条での区分地上権設定の申請があった関連でございまして。石橋字前田75番の2,681平米の土地のうち、0.50平米について、このたび一時転用の申請でございまして。

申請理由は、営業型太陽光発電施設の設置ということでございまして。権利設定については、使用貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内にございしますので、このたびの転用については、一時転用の申請で、期間は令和3年3月1日から3年間の予定となっておりますのでございまして。

なお、経産省の認可について、2019年3月に株式会社〇〇で認可を受けまして、このたび関連会社であり転用事業主となる株式会社〇〇へ名義変更を行い、発電業を行うものとなります。

別添資料をご覧ください。

別添資料の12ページと13ページに位置図、案内図、字切図と載せてございまして。

12ページの位置図でございまして、砂越駅から北東のほうに向かったところに、石橋地区がございまして。その集落内に隣接する田んぼに太陽光パネルを設置する計画になってございまして。

なお、申請地の一部が欠ける形で田がございまして、そちらのほうについて、今後、計画を拡大する予定はないということで聞いております。また、申請地の西側には、今回の申請会社と関連があります〇〇という会社がございまして、そちらのほうに近いところを設定した経緯があると聞いております。

なお、今回の申請の添付書類について、種々あることから別添資料への掲載は割愛しておりますので、読み上げてご報告いたします。

隣接農地の所有者及び耕作者の承諾書をいただいております。続いて、地区農業振興協議会からの同意書をいただいております。また、当該地区自治会長の承諾書もございまして。太陽光発電設備等の内容について記した書面がございまして。

なお、詳細な設計図を頂いております、別添資料のページ数を申し上げます。16ページから19ページにかかるところとなっております。

16ページをご覧いただきたいと思いますが、今回の事業に係る総工費は1,760万円でございます。そして、発電予想が49.5キロワットで、年間発電量が8万キロワットということでございます。また、太陽光のパネル枚数は672枚、架台が84基設置されるということでございまして、おおよそ1つの架台に8枚のパネルが乗るような形になろうかと思っております。

また、架台を設置する支柱についても、間隔につきまして、4.2メートルということでございました。

また、その支柱の高さについては、一番低いところが2.8メートル、一番高いところが3.75メートルということでございます。パネルの設置角度が30度、支柱を差し込み式で造る方式で設置することということでございまして、その差し込みの深度については、2.5メートルということでございます。なお、こちら別添資料のほうに詳細な設計図等がございますので、お目通しをお願いいたします。また、説明補足を申しますと、支柱を含む設備の撤去経費の見積書というものを頂戴してございまして、こちらについては、505万円ということで頂戴しております。

また、今回設備を撤去する際の費用負担に関する合意書というものが必要になってきまして、別添資料では35ページに載っております。地権者と借り受け人との合意書をいただいております。

さらには、次のページ、36ページになりますが、設備の撤去費用の第三者機関との保証契約書も頂戴しております。こちら、関連会社としてのメカニックが保証人となっておりますが、こちらは3条での借受者となっているものでございます。3社とも関連会社ではございますが、別人格だということで、このように契約書面を交わしていただいているところでございます。

また、関連法について申し上げますと、このたび都市計画法については、開発行為の手続きは不要です。また、景観法についても、若干、アイアイ施設のところから、このパネルが設置しているところが視界に入るということではございますが、罰則規定もないこととともに、パネルの枚数を減らしたりすることで、売電計画がずれてくるということもあるものですから、そのままの申請で今回、受付をしているところでございます。

なお、今回の一時転用では、営農型ということでございますので、水稻栽培を続けながらの太陽光発電ということになります。

別添資料では、24ページから34ページまで、知見を有する者ということで、東北芸術工科大学の教授からの意見書を頂戴しているところでございます。

山形県内では米沢市と東根市に先行事例でございまして、また、1件、秋田県の湯沢町のほうにも先行事例がありまして、そちらの比較のデータとの比較での意見を頂戴しているところでございます。後ほどスライドで詳細を説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(スライドを映写) スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。初めに、酒田11番の現地調査の結果を、五十嵐弘樹委員よりご報告願います。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。

事務局と私とで現地調査を行いました。お会いした息子さんが就農するということでありまして、特に大根、そしてナス、野菜類とを営農するということですので、頼もしいなと思っておりますが、そのようなことであって、畑が、側溝等が浜中のほうは、ちょっと整備がなっていないということもありますが、ご審議のほどよろしく期待しております。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、酒田12番について、佐藤浩良委員より報告願います。

○10番 佐藤浩良委員

10番、佐藤です。

12番の案件ですけれども、この息子さんは市外に住んでいたんですけれども、地元のほうに戻ってくるということで、実家の向いのところなんですけれども、そこの田んぼのほうを転用したいということで、やってきているようです。現状について、その辺にも影響ないので、よろしくご審議願います。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、松山2番について庄司太一郎委員より報告願います。

○15番 庄司太一郎委員

15番、庄司でございます。

6月30日、私と係長、現場確認に参りました。スライドを見てのとおりですが、始末書も頂いています。隣接からの文書も頂いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

続いて、松山3番について富樫一彦委員より報告願います。

○21番 富樫一彦委員

21番です。〇〇さんが代表して農業経営をやっておりまして、既存のこの施設がかなり手狭になってきたので、引っ越しという形で移転するという形で出ております。渡人、受け人、双方ともに近隣の農地で耕作があり、今後も問題なく、農業経営をできるものだと思っておりますので、審議の方よろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして平田3番について後藤保喜委員より報告願います。

○23番 後藤保喜委員

23番、後藤保喜です。

6月30日に、事務局と私の4人で現地を確認してきました。映像でご覧いただいたように、周囲を水路で囲まれていまして、農地への影響もないと思われます。

また、工事は、経営体育成事業の区画整備の工事ですので、営農には問題ないと思ひます。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、平田4番について庄司研治委員より報告願います。

○28番 庄司研治委員

28番、庄司です。

6月30日、事務局と私と4人で現地調査を行いました。隣接農地所有者からも同意をもらい、しっかりと営農を行うとのこと。周辺農地への影響はないものと思われます。

○五十嵐直太郎 議長

それぞれの委員の皆さん、ご苦労さまでした。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ただいま説明いただきました案件にご質問、ご意見のある方お願ひいたします。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。平田4番、パネルの撤去の件でその合意書について聞きたいと思います。設備撤去の費用負担の合意書は、これちょっと初めて見るもので、その辺、これからもずっと取っていくのか、そのことに説明をお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

弘樹委員のご質問に対して、事務局お答えいただきます。

○阿彦主査兼農地係長

今回、先ほど口頭のみで申しあげました資料についても、法定項目で出すことになっているものでございます。

なお、近年、太陽光パネル設備に関する取決めなども、少し強化されてきておりまして、平成30年に規定が変わりまして、その際でも、こういったところが強く求められるようになってきております。これまでの資料添付は行ってこなかったものですが、今回、区分地上権を設定する初めての対応を行っているため資料を添付いたしました。

○五十嵐直太郎 議長

弘樹委員、どうですか。

○19番 五十嵐弘樹委員

強く求められるということは、絶対、提出を求めるということになるのでしょうか。

あと一つ、今までスライドに映っている映像がありますよね。それ、全ての地権者さんのところにも、それが求めていくのかどうか、ちょっとお聞きします。

○五十嵐直太郎 議長

事務局。

○阿彦主査兼農地係長

以前に増して強く求めるということでございまして、通常の法定資料として頂くことになっております。その後は、全ての提出をいただきながら審査をしていくということになっております。

○五十嵐直太郎 議長

よろしいですか。

このことについては、経産省側も、なかなかその対応を取るためには、大変現場で需要のというか、いろいろ乱れているというか、きちっと、いろんな違法がある、これじゃいかんということで、経産省サイドでぜひ撤去の部分盛り込むようにということで、強い行政指導があって、国が法律化したと。私たちも肅々と20年、何月かちょっと分かりませんが、それは事務的に求めていくと、こういうことになりますので、皆さんからもそういう認識でお願いできればと思います。

○阿彦主査兼農地係長

すみません、今の点について、説明不足の点がございました。

今回、営農型ということであるために必要となる書類であります。完全に転用を行うものについて、ここまでの書類を求めているものではありませんが、営農型であるものは、今後の撤去費用についての確認は行うことになっておりますので、その点、説明不足で申し訳ありませんでした。営農型ですと、通常は3年に1度、申請が来るわけでございますので、その都度、確認はすることとなります。

○五十嵐直太郎 議長

営農型については、このように対応するというこのようです。

そのほか何かご質問ございませんか。ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第32号について許可決定といたします。

議第33号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第33号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第33号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定3件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明を申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、11ページです。1番、一般事業(1)利用権の設定です。

公告予定日は、令和2年7月17日の予定です。南遊佐の17番と18番と関連がございます。

17番については、北千日町〇〇さんから米島の〇〇さんへ。18番について、米島の〇〇さんから同じく〇〇さんへです。

先ほど来、解約で出ておりますが、受け人の息子さんが離農するというので、お父様が農地を引き受けるということでございます。それぞれ10年の移転契約で、17番の賃借料が7,000円で、18番の賃借料が11,000円です。

続いて、浜中の1番です。黒森の〇〇さんから熊野田の〇〇さんへ、こちらは浜中の畑1筆を3年間の賃借権の設定となりまして、賃借料が10アール当たり3,610円になりますが、総額で6万円ということでございます。場所が、酒田市斎場の道路を挟んだ向かい側ということでございまして、このたびは受け人が新規就農になります。別添資料の37ページに営農計画書を載せてございますので、ご覧ください。もともとこの方は、ご実家が農家だということでございまして、今回その浜中のところにサツマイモを植えるということで計画しております。また、今回の申請地の隣も、既に農地が空いている状況になっているということでございまして、いずれそちらのほうを借り受けて、営農を拡大したいということでございました。

なお販売につきましては、現在も移動販売車で惣菜を販売されている方でございますので、サツマイモを加工するなどして、一緒に販売する計画を立てられるということでございます。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

議第33号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第33号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第33号については計画決定となりました。

議第34号 別段の面積の設定について

続きまして、議第34号 別段の面積の設定についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第34号 別段の面積の設定については、農地法施行規則第17条第1項または第2項のいずれかに該当する場合に設定が可能となるものです。このたび、第2項の要件にかかる申請が1件ありましたので、その可否についてご審議いただくものでございます。

詳細について、担当が説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書12ページです。

今回、小泉字上久保田5番1、地目が田、908平米、1筆につきまして申請が出ております。

農地法施行規則第17条第2項の適用に係る適用要件としては、担い手が不足しているため、または遊休農地化が深刻になって、新規就農や新規参入を促進する場合において別段の面積が設定できるものとなっております。

このたびの申請について、その設定の内容、状況ごとに審査を行うものとなります。

なお、別添資料をご覧いただきたいと思っております。38ページからになります。

なお、ここからの説明は八幡総合支所 後藤専門員のほうから説明します。

○八幡総合支所 後藤専門員

それでは、別添資料のほうの説明をさせていただきます。資料の39ページをお開きください。

申請者は、小泉の〇〇さんです。1筆全体を現状は畑として耕作するものでございます。

申請人は、農地を父から相続し、今年の4月に10年間の賃貸借契約の設定をしているものが1筆あります。父から相続した後、営農の経験がなく、また営農の意思もなく、後継者もいないことや健康上の理由もありまして、農地を耕作できませんでした。

そんな折、貸してほしいというような要望がありまして、これまでも畑として貸す形で農地保全をしてきている状況でございます。資料40ページをお開きください。

この土地につきましては、鳥海八幡中学校の近くのところです。都市計画の用途地域内でありまして、用途地域の第2種低層住居専用地域という指定になっており、この近くまで宅地化してありません。ここの対象地の北側に都市公園がありまして、その都市公園から道路を挟んだ南側が特別養護老人ホームです。この対象地の周囲も畑として現状使われているところです。

41ページが就農計画書になります。ジャガイモ、カボチャ、サツマイモ、野菜等を栽培します。

農業従事者としては、〇〇さんご本人と奥様の2人です。〇〇さんのほうは、生まれが農家の生まれで、奥様が保育士さんをやったりしていることから、園児を招いてサツマイモ掘りをしたりというようなことで、農作業体験的な活動をされているというようなことでした。いずれ、仙台のほうにいる娘さんに引き継ぎたいといったような希望をお持ちのようです。

では、現地の写真のほうをご覧ください。(スライドを映写)

以上、現地の写真です。説明終わります。

○五十嵐直太郎 議長

よろしいですか。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何よりも継続性が一番大切だと思っておりますが、よろしいですか。

ご質問、ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第34号 別段の面積の設定については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第34号については、決定いたします。

閉 会

以上をもちまして、令和2年7月定例総会を閉会いたします。

協力、ありがとうございました。

午前 10 時 54 分 閉会